

令和四年 第二回（六月）市議会定例会

（令和四年六月三日開会）

市長説明要旨（本会議）

令和四年第二回六月大月市議会定例会の開会にあたり、本日、提出いたしました案件の概要をご説明申し上げますとともに、私の所信の一端を申し上げます。議員各位、並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。次第であります。

はじめに「大月バイパス全線開通について」であります。

国道二十号大月バイパスが、四月二十三日に全線開通いたしました。

二十三日の開通式には県選出の国会議員はじめ、県議会、市議会、地区の区長さんや地権者の皆様が多数出席するなか盛大に執り行われました。

大月バイパスは、大月市駒橋から大月町花咲までの三、ニキロの区間をつなぐバイパス整備事業として事業化がなされ、これまで長きにわたり関わっていただいたすべての皆様方のご理解とご協力により、開通の日を迎えることができました。

大月バイパスの開通は、周辺地域の社会的・経済的發展に大きな可能性を秘めていると考えており、道路などのインフラは完成することが目的ではなく、将来に向けてどう活用していくかが重要であります。

また、市街地を通る現道につきましては、地域の代表者や商店街関係者の皆様のご意見を伺う中で新たな道路空間活用による市中心部の賑わい創出や活性化を検討していくこととしており、バイパスの開通が交通の利便性向上だけでなく、地域の発展につながるよう施策を進めてまいります。

次に「東横インのオーブンについて」であります。

建設が進められておりました東横イン富士山大月駅が三月三十一日にオープンいたしました。

このことにより新たな人の流れが生まれることやホテルでは夕食を提供しないため、宿泊者の市内飲食店の利用が大きく期待されており、ホテルに市内飲食店を紹介する「大月まんぷく街道マップ」や観光パンフレットを設置し宿泊者に、大変好評をいただいております。

また、先月には飲食店経営者の皆様にお集まりいただき、ホテル宿泊者向けの新たなサービスの企画を検討する機会を持っております。

さらに、市内観光事業者についてもホテルと連携することで、市内経済の好循環につなげ、大月を訪れて良かったといわれるようなサービスを提供できるように、取り組みに対する支援を検討してまいります。

次に「新型コロナウイルスワクチンの追加接種について」であります。

新型コロナウイルスは、未だ全国で猛威を振るっており、市内においても多くの感染者が確認されております。

感染防止には有効とされている、新型コロナウイルスの三回目の追加接種は、五月二十九日現在で、市全体の接種人数が、約一万六千人で接種率が七十五パーセント、一回目・二回目より約四千人少なくなっております。

全体的に、三回目は各年代で接種率が下がっており、三十歳以下の接種率は、一回目・二回目が九十パーセントでしたが、三回目は、四十五パーセントほどと大きく落ち込んでおります。

接種率が下がっている状況ではありますが、国は、四回目の追加接種を実施することを決定し、対象者を三回目のワクチン接種から五カ月が経過した、六十歳以上の方と十八歳以上で六十歳未満の基礎疾患を有する方、そのほか新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方といたしました。

ホームページや広報などで四回目接種の対象者や接種場所、予約方法などのお知らせをしておりますが、六十歳以上で三回目接種から五カ月経過した方には、市から接種券を順次送付させていただきます。

また、十八歳以上六十歳未満の基礎疾患等を有する方は、事前の申請が必要となりますので、広報六月号に、基礎疾患等を有する方専用の「コロナワクチン接種券送付申請書」を記載していただきますので、ご記入した上で郵送していただくか、市役所子育て健康課に直接提出していただき、申請書の内容が確認できるところで、接種券を送付させていただきます。

四回目のワクチン接種も、医師会の先生方のご協力をいただき、個別接種と集団接種を実施する方向で準備を進めており、予約の方法は、LINE・コールセンター、又は、各医療機関への直接電話での予約となります。

また、四回目接種に使用するワクチンは、すべてモデルナ社製を使用することとしております。

なお、マスクや手洗いなどの基本的な感染予防対策の徹底を継続していただくよう、改めてお願い申し上げます。

次に「地方独立行政法人大月市立中央病院について」であります。

大月市立中央病院は、地方独立行政法人として四年目を迎え、市で定めた中期目標及び法人で策定した中期計画の最終年度となり、今年度は、令和五年度からはじまる第二期の中期目標及び中期計画を策定する時期となりました。

本年三月総務省にて策定されました「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、新たな目標及び計画の見直しを示し、経営強化に取り組んでいくこととなります。

また、大月市立中央病院評価委員会の委員長は、三月まで山梨大学医学部附

属病院の武田前病院長にお願いをしましたが、三年度末をもって委員の任期満了となりました。

山梨大学医学部附属病院は、県内唯一の医師養成機関の大学であり、地域医療の中核病院である大月市立中央病院との関係強化の実現は、佐藤前理事長時代からの目標の一つでもあり、武田前病院長に委員をお願いした経過があります。

そのことから、今回も山梨大学医学部附属病院にて現在経営強化にご活躍されております榎本病院長に委員就任の依頼をしたところ、ご快諾いただきましたので、新たに委員として任命する運びとなりました。

なお、そのほか四名の委員の方には継続して、令和四年度、五年度の委員をさせていただくこととなっております。

今回、第二期の中期目標及び中期計画を策定する大切な時期に、榎本病院長に評価委員をお願いできたことにより、今後の山梨大学医学部附属病院と中央病院との連携強化につなげてまいりたいと考え、私が山梨大学の島田学長を訪問し連携強化のお願いをさせていただきました。

今後さらさら連携強化に向けた取り組みをしていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

次に「ふるさと納税の確保対策について」であります。

本市では、これまで、「さとふる」など六社のふるさと納税業務支援業者と委託契約を締結し、寄付していただきやすい環境を整えるところに、寄付額の増額に努めてまいりました。

また、昨年十月から、市内の加盟店で電子ポイントとして利用できる電子感謝券を導入し、寄付者にとっても使いやすい仕組みを構築しているところであります。

しかしながら、ふるさと納税を取り巻く状況は、共通返礼品の見直しによる地場産品の減少等により非常に厳しい状況にあります。

地場産品の創出、発掘については急務となっております、鋭意努力しておりますが、一朝一夕にできるものではなく、ものによっては数年単位の時間を要するものもあります。

そこで今年度は、広告宣伝を強化し、現状あるものを売り込んでいきたいと考えております。

コロナ禍において、市税等の減少が見込まれるなど、厳しい財政状況が予測されることから、ふるさと納税の増額は、財政健全化に向けて、大きな鍵とな

ると考えておりますので、引き続き、本市の魅力を広くPRしながら、大月ファンを増やし、寄付額の増額に努めて参ります。

次に「デマンド交通等の交通対策」についてであります。

市内路線バスの利用者数は、コロナ禍の影響もあり大幅に減少しております。このような中、バス利用者の利便性の向上や新規掘り起こしのため、お出かけパス利用者限定で深城ダムから小菅の湯までのバス利用券を配布すると共に、小菅村のご理解とご協力により小菅の湯入館料の割引なども五月一日より実施しているところであります。

また、昨年度から、市内バス事業者やタクシー事業者と打ち合わせを行いながら、路線バスから新たな公共交通の導入に向けた協議や調査研究を行い、新たに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、日常生活に必要な交通手段の確保について協議する法定協議会機能を有した「地域公共交通会議」の設立に向け、関係機関と協議を進めてまいりたいと考えおります。

次に「子育て環境の充実について」であります。

幼稚園・保育所(園)の再編整備に伴い、東部地区猿橋駅周辺において社会福祉法人多幸福社会による「令和にこにこ園」が令和三年四月に保育所として開園し、本年四月からは、近隣に所在する猿橋幼稚園が休園する方針を決定され、新たな園児募集を行わないことなどから、予定を一年前倒しして、幼稚園機能を担う「幼保連携型認定こども園」へ移行いたしました。

今年度は、再編整備の第二園となる、東部地区鳥沢駅周辺の認定こども園の整備が、「学校法人 鳥沢幼稚園」により進められているところであります。

今後、事業者と施工事業者により地域住民の皆様への説明会を開催する予定であり、ご理解をいただく中、建設が進められることとなります。

また、この認定こども園は、教育と保育を一体的に提供できる施設整備を目指しており、令和五年四月の開園を目標に、子育てしやすい環境づくりとして整備を進めてまいりますので、引き続き皆様のご協力をお願いいたします。次に「サテライトオフィス浅利等の状況」についてであります。

旧浅利教員宿舎改修事業は、山梨県の「やまなし二拠点居住拠点整備推進事業費補助金」を活用し、令和三年十二月末に施設整備が完了し「山梨・大月生涯青春大学プロジェクト」において施設名を「サテライトオフィス アサリマルチベース」と決定いたしました。

今年度は、首都圏の企業やワーケーション施設として多くの方々にご利用してもらい、関係人口や交流人口の創出機会を増やし、施設を利用される方と地域住民をつなぎ、賑わいや、地域課題の解決に取り組む拠点施設としていきたいと考えており、まずは、本市へ来訪してもらい、本市を知って、ファンを増やすなど、関係人口を創出し、二拠点居住などから移住・定住へとつながる施策

を展開していく拠点として活用していきたいと考えております。

さらに、今年度においては、「デジタル田園都市国家構想推進交付金」を活用し、新たな広告媒体を活用してサテライトオフィスのPRを積極的に行っていく事としており、今月より貸し出しを開始したところであります。

次に「かがり火市民祭りの開催について」であります。

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて二年間、規模の縮小などを余儀なくされてきたかがり火市民祭りですが、第三十九回を迎える今年には内容を工夫し、花火大会に加え、阿波踊りなどのストリートパフォーマンスと点火式、ステージパフォーマンスを実施することが先日の実行委員会で承認されました。

いまだ感染が収束しないことから飲食を伴う露店の出店は行わないなど、出演者、観客ともに感染対策を徹底した上での祭りを開催する予定としております。

コロナ禍の中で感染防止マナーを遵守いただくなどの制限もありますが、祭りによる賑わいを復活し、多くの方々に楽しんでいただきたいと思いますと思っております。

以上、諸課題を踏まえ、主要事業などにつきまして申し上げましたが、厳しい財政状況の中、各種事業を推進し、本市の地域活性化を図ってまいりますので、議員各位をはじめ、市民の皆様の絶大なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、本日提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今定例会に提出いたします案件は、報告案件一件、予算案件が一件、その他の案件が四件の計六件であります。

専決処分いたしましたものは、条例関係が二件、補正予算が四件の計六件であります。

まず、条例改正の専決であります。専決第二号「大月市税条例等の一部を改正する条例」であります。

これは、地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、個人市民税の申告書等について、所要の改正を行ったものであります。

次に、専決第三号「大月市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、課税限度額について、所要の改正を行ったものであります。

次に、補正予算の専決についてであります。専決第四号「令和三年度大月市一般会計補正予算（第十一号）」についてであります。

これは、歳出の確定に伴い、各種交付金及び寄附金等の歳入の年度末の最終調整を行ったものであります。

次に、専決第五号「令和三年度大月市簡易水道特別会計補正予算（第三号）」についてであります。

これは、歳出の確定に伴う歳入の年度末の最終調整を行ったものであります。これらは、いずれも三月三十一日に専決処分したところであります。

次に、専決第六号「令和四年度大月市一般会計補正予算（第一号）」についてであります。

これは、十二歳から十七歳を対象とした三回目及び六十歳以上の方々などを対象とした四回目のワクチン接種経費の追加を行ったもので、四月二十八日に専決処分したところであります。

次に、専決第七号「令和四年度大月市一般会計補正予算（第二号）」についてであります。

これは、国の総合緊急対策に基づく、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給を早期に行うため経費の追加を行ったもので、五月二十三日に専決処分したところであります。

報告第二号の専決処分については、以上であります。続きまして、「予算案件について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、国の補助事業等の決定による事業費の追加により予算編成を行いました。

議案第三十号「令和四年度大月市一般会計補正予算（第三号）」についてであります。

主な補正内容といたしまして、総務費では、一般財団法人自治総合センターに採択された一般コミュニティ助成事業など、民生費では、放課後児童健全育成事業、衛生費では環境保全対策事業、教育費では、富浜公民館建設事業費の追加により、歳出補正総額は、一億四千二十万千円の増額となっております。歳入につきましては、国県支出金、コミュニティ助成金、繰入金、市債の追加により対応しております。

続きまして、「その他の案件について」ご説明申し上げます。先ず、議案第三十一号「動産購入の件」についてであります。

これは、平成二十八年度に購入した自治体情報システムセキュリティ強化機器について、入替え購入しようとするもので、地方自治法第九十六条第一項第八号、並びに、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関

する条例」第三条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第三十二号「動産購入の件」についてであります。

これは、高規格救急自動車の老朽化が著しいことから入替え購入しようとするもので、地方自治法第九十六条第一項第八号、並びに、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第三条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第三十三号「動産購入の件」についてであります。

これは、議案第三十二号の高規格救急自動車に積載する救急資機材を購入しようとするもので、地方自治法第九十六条第一項第八号、並びに、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第三条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第三十四号「市道の路線一部廃止の件」についてであります。

これは、道路法第十条第一項の規定により、初狩町の法雲寺橋災害復旧事業において国道と市道清水川線が重複したことに伴い、市道の一部を廃止するものであります。

以上が、本日提出いたしました案件であります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。